

第1章 計画策定の趣旨

福岡市では平成27年4月に「第2次福岡市動物愛護管理推進実施計画」(以下「第2次計画」)を策定し、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目指し、動物の愛護及び管理に関する課題を解決するための施策に取り組んできました。

その結果、市民をはじめ関係者の努力と協力により、令和元年度には犬猫とも収容中死亡及び重篤な病気等を理由とした殺処分を除く実質的殺処分ゼロを達成することができました。

一方で、苦情件数や動物愛護管理センターに収容される犬猫の頭数は、減少傾向にあるものの、第2次計画で定めた目標値に届いていません。

また、飼い主のいない猫問題など、第2次計画策定時から引き続き取り組む必要がある課題に加え、経済的困窮や社会的孤立を背景とした多頭飼育問題の深刻化など、新たな課題や動物愛護管理をめぐる状況の変化も生じています。

第2次計画の策定から6年が経過し、この間、令和元年6月に「動物の愛護及び管理に関する法律」(以下「動物愛護管理法」)が改正され、動物の適正飼育に関する規制をはじめ、動物取扱業者への規制や、動物の遺棄・虐待に対する罰則が強化されるとともに、令和2年4月には「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」(以下「基本指針」)が改正され、動物の愛護及び管理に関する行政の基本的方向性などが示されました。

また、福岡県では令和3年1月に「福岡県ワンヘルス推進基本条例」が施行されるとともに、基本指針に即し、令和3年3月に「第3次福岡県動物愛護推進計画」(以下「県推進計画」)を策定しています。

そのため、第2次計画に基づく取り組みの結果や現状分析により抽出された課題、動物愛護管理法並びに基本指針、県推進計画等を踏まえ、今後の福岡市における動物愛護管理に関する施策を効果的・効率的に推進するため「第3次福岡市動物愛護管理推進実施計画」を策定しました。